

平成31年3月29日
(2019年)

伊丹市長 藤原 保幸 様

伊丹市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 山 下 淳

答 申

平成30年(2018年)9月25日付け伊総総総第642号、伊総総総第643号、伊総総総第644号、伊総総総第645号、伊総総総第646号、及び伊総総総第647号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書部分公開決定(伊活産商第262号)に対する審査請求に関する諮問
- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書公開決定(伊健地障第766号)に対する審査請求に関する諮問
- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書公開決定(伊交道建第232号)に対する審査請求に関する諮問
- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書部分公開決定(伊交道保第204号)に対する審査請求に関する諮問
- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書部分公開決定(伊市環環第194号)に対する審査請求に関する諮問
- ・平成29年5月22日付け公文書公開請求があり、平成29年6月5日付け公文書部分公開決定(伊活整都第422号)に対する審査請求に関する諮問

(別 紙)

諮問番号：平成 29 年度諮問第 4 号

答申番号：平成 30 年度答申第 5 号

諮問番号：平成 29 年度諮問第 5 号

答申番号：平成 30 年度答申第 6 号

諮問番号：平成 29 年度諮問第 6 号

答申番号：平成 30 年度答申第 7 号

諮問番号：平成 29 年度諮問第 7 号

答申番号：平成 30 年度答申第 8 号

諮問番号：平成 29 年度諮問第 8 号

答申番号：平成 30 年度答申第 9 号

諮問番号：平成 29 年度諮問第 9 号

答申番号：平成 30 年度答申第 10 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

「(仮称) 阪急オアシス鴻池店に係る全文書」の公文書公開請求に対し、平成 29 年 6 月 5 日付けで伊丹市長（以下「処分庁」という。）が行った伊活産商第 262 号による公文書部分公開決定、伊健地障第 766 号による公文書公開決定、伊交道建第 232 号による公文書公開決定、伊交道保第 204 号による公文書部分公開決定、伊市環環第 194 号による公文書部分公開決定、及び伊活整都第 422 号による公文書部分公開決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 審査請求に至る経緯

審査請求人は、伊丹市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 29 年 5 月 22 日付けで「(仮称) 阪急オアシス鴻池店に係る全文書」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 処分庁の決定

処分庁は、本件請求の記載内容では公文書の対象範囲が広く、公文書の所管課が複数に跨るとして、審査請求人に対し電話にて公文書の特定を求めた。しかし、審査請求人より明確な返答がなかったため、本件請求の公文書の範囲を請求書に記載がある「商工部門」が保有する文書として特定し、平成 29 年 6 月 5 日付けで、公文書部分公開決定及び公文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 29 年 7 月 17 日付けで「①原処分のうち、公開しないことに決定した部分で、公開すべきものにつき決定を取り消す裁決を求める。②原処分の公開と決定した文書で、開示すべきでない部分を、非公開とする決定に変更するとの

裁決を求める。③原処分を取消し、本来存在すべき文書を含んで公開決定すべきとの裁決を求める。」として審査請求を提起した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 公開しないとされた一部の氏名（現地説明会資料記載）は、当該業者が自ら公知としたものであり、非公開とする理由がない。
- (2) 公開しないとされた一部の氏名（大規模集客施設基本計画書（以下「基本計画書」という。）に記載）は、基本計画書が情報公開請求に対する公開対象とされている（兵庫県：条例質疑応答集）ことから、公開すべきである。
- (3) 公開された氏名のうち、社会福祉法人いたみ杉の子のものの一部（法人本部長氏名）は、兵庫県への意見の提出にあたって公開を了承したものではなく、本件処分では非公開とすべきである。
- (4) 存在するはずの協議に係る文書が一切含まれておらず、協議に係る文書が公開されるべきである（協議には、住民等関係者からの意見も含む。）。まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会（兵庫県）（以下「大店法審議会」という。）では、「伊丹市が最終的には現計画で了承している」とされており、「了承」を証明する文書が存在すべきである。
- (5) 伊丹市長が行った本件請求の分割に係る文書が開示されておらず、決定通知をなした部門以外の部門が公文書を保有している可能性が否定されない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 審査請求人は、「公開しないとされた一部の氏名（現地説明会資料記載）は、当該業者が自ら公知としたものであり、非公開とする理由がない」と主張するが、現地説明会資料が当該店舗の周辺地域住民等への説明のため限定的に配布されているものであるため、現地説明会資料記載の担当者の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報以外の情報であり、条例第7条第1号の規定に基づく非公開事由に該当する。
- (2) 審査請求人は、「公開しないとされた一部の氏名（基本計画書に記載）は、基本計画書が情報公開請求に対する公開対象とされている（兵庫県：条例質疑応答集）ことから、公開すべきである」と主張するが、審査請求人の参考意見として提示のある兵庫県の見解は「基本計画書が情報公開制度に基づく公開対象公文書である」ことを述べているに過ぎず、基本計画書に記載の連絡先担当者氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報以外の情報であり、条例第7条第1号の規定に基づく非公開事由に該当する。
- (3) 審査請求人は、「公開された氏名のうち、社会福祉法人いたみ杉の子のものの一部（法人本部長氏名）は、兵庫県の意見の提出にあたって公開を了承したものではなく、本件処分では非公開とすべきである」と主張するが、当該法人本部長名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報以外の情報であり、本来、条例第7条第1号の規定に基づく非公開事由に該当するが、当該案件に関しては、当該法人の理事長に代わり、当該案件の担当者として当該法人を代表して記載された氏名であって、公開することについて本人同意も得ていることから公開とした本件処分については妥当である。
- (4) 審査請求人は、「存在するはずの協議に係る文書が一切含まれておらず、協議に係る文書

が公開されるべきである。(協議には、住民等関係者からの意見も含む。) 大店法審議会(兵庫県)では、「伊丹市が最終的には現計画で了承している」とされており、「了承」を証明する文書が存在すべきである」と主張するが、正確には、「当該意見については、市も最終的には了承しているようであるが、南側市道に出入口を設けることは望ましくないという基本的考えは変わっていないことから、このような内容の意見が提出されたようである。」と兵庫県の事務局が発言しており、伊丹市が了承しているとは言及していない。その理由として、そもそも大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)の手續上、事業者が県に提出した届出書に対して市は意見を述べることは可能であるものの、当該届出書の了承を行うものではなく、第64回大店法審議会議事要旨7ページ目の事務局説明として記載の「現計画」とは、事業者が本市道路室と協議により、南側市道に出入口を設けることを指しており、市道路室としては、南側市道に出入口を設けることは本来望ましくないという考えだが、それを阻むことはできないため、ソフト対策を行うことを求めている経緯がある。これをもって、事業者は県に対して「現計画にて了承を得たようである」と報告しているのではと思慮される。よって、大店立地法に係る現計画全体において、了承に関する文書は存在しない。

- (5) 審査請求人が主張する「伊丹市長が行った本件請求の分割に係る文書が開示されておらず、決定通知をなした部門以外の部門が公文書を保有している可能性が否定されない」については、認否の限りでない。

3 審査請求人の反論書における主張の要旨

- (1) 処分庁は、「現地説明会資料が、当該店舗の周辺地域住民等への説明のために限定的に配布されているものであるため、現地説明会資料記載の連絡先担当者の氏名が、事業を営む個人の当該事業に関する情報以外の情報である」と主張するが、条例第7条第1項第1号において非公開情報たる要件として、「通常他人に知られたいと認められるもの」と限定を行っている。現地説明会資料記載の連絡先担当者の氏名は、「通常他人に知られたいと認められるもの」にあたらぬ。

- (2) 処分庁は、「基本計画書が情報公開制度に基づく公開対象文書であるから部分公開決定が妥当である」と主張しているように見受けられるが、本件の対象は、任意に提出された情報ではなく、条例に基づき定められた様式に基づく情報である。その上で、審議会が公開である等の条件付きではあるが、縦覧に変えて「公開対象となる」ことを文書通知のうえ提出されたものである。

よって、一般からの連絡に必要となる公益性の観点、縦覧に対応した公益的な公開対象である点、事業者の公開に対する同意が得られている点を考慮すれば、「通常他人に知られたいと認められるもの」に該当しないと判断することが妥当である。

- (3) 処分庁は、「当該法人の理事長に代わり、当該案件の担当者として当該法人を代表して記載された氏名であり、公開することに本人同意も得ている」と主張するが、当該法人本部長名は「連絡先」と題されているとおり、行政からの連絡のために行政組織に対して開示されたものであって、提出先行政以外の一般の他人に知られることを想定したものではなく、公開に対する了解が行われていないため、通常他人に知られたいと認められるものに相当する。

- (4) 処分庁は、「大店立地法の手続上、事業者が県に提出した届出書に対して、市は意見を述べることは可能であるものの、当該届出書の了承を行うものではなく」と主張するが、本件審査請求の論点に係らない一般事実に過ぎない。仮に事業者が兵庫県に報告したことを受けて、兵庫県が大店法審議会で発言したと仮定すれば、事業者報告は、「伊丹市との協議において現計画で了承を得た」との説明でなければ成り立たない。また、阪急オアシス鴻池店の南側市道車両出入口に市道を挟んで車両出入口を設置しているスーパービバホーム伊丹店の出店に係る公文書の公開請求を行ったところ、出店に係る協議に関する公文書が公開されている。よって、伊丹市と事業者間の協議が存在し、当該協議に係る公文書が存在しなければならない。
- (5) 請求の分割は、各担当課が行ったものではなく、受付部門である総務課の責任において行われたものと考えられる。本件では総務課により行われたものであるから、総務課が処分庁として弁明すべきであり、現状、弁明が放棄されている状況にある。

第4 審査会審議等の経過

開催日	内容
平成29年(2017年)9月25日	諮問の受理
平成30年(2018年)2月14日	第1回審議
平成30年(2018年)3月26日	第2回審議
平成30年(2018年)4月23日	第3回審議
平成30年(2018年)5月14日	第4回審議
平成30年(2018年)6月25日	第5回審議
平成30年(2018年)7月18日	第6回審議
平成30年(2018年)9月 3日	処分庁から事情聴取、第7回審議
平成30年(2018年)10月10日	第8回審議
平成30年(2018年)11月 7日	第9回審議
平成30年(2018年)12月20日	第10回審議
平成31年(2019年)1月28日	第11回審議
平成31年(2019年)2月15日	第12回審議
平成31年(2019年)3月29日	第13回審議

第5 審査会の判断

1 本件請求に係る処分庁における事務手続きについて

(1) 審査請求人は、本件請求の分割に係る文書が開示されていないと主張しているが、本件請求を複数の処分に分割したことについて当審査会が確認したところ、以下のとおりであった。

ア 実施機関における公文書の管理・廃棄については、伊丹市文書取扱規則に基づき公文書所管課長の責務により行われている。また、公文書の公開等の決定は、伊丹市事務分掌規則に基づき部長専決により決定される。

イ 公文書が特定されず公文書所管課が複数存在する可能性がある包括的な公開請求の場合は、実施機関内の各公文書所管課ごとに事務を進める運用を行っている。

ウ 本件請求では、公文書公開請求書における請求する公文書の内容欄に「(仮称) 阪急オアシス鴻池店に係る全文書」と記載されており、公文書の対象が広範囲にわたる可能性があったため、条例第6条第1項第2号に基づく公文書の特定を行うため、審査請求人に電話で確認を行った。しかし、審査請求人から明確な回答が得られず、公文書が特定されず公文書所管課が複数存在する可能性があったため、包括的な公開請求として公文書の所管課ごとに決定処分を行った。

(2) 以上の経緯を踏まえると、包括的な公開請求に対し、実施機関内の各公文書所管課ごとに事務を進め、本件処分を行ったことについては是認できる。

2 本件請求に係る公文書の範囲について

(1) 審査請求人は、「阪急オアシス鴻池店の南側市道車両出入口に市道を挟んで車両出入口を設置しているスーパービバホーム伊丹店の出店に係る公文書の公開請求を行ったところ、出店に係る協議に関する公文書が公開されている。よって、阪急オアシス鴻池店についても、伊丹市と事業者間の協議等に関する文書が存在し、当該協議に係る公文書が存在しなければならぬ。」として、対象となった公文書以外の公文書の存在を主張している。

(2) 当審査会が処分庁に確認したところ、阪急オアシス鴻池店及びスーパービバホーム伊丹店において実施された大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例(以下「県条例」という。)及び大店立地法に基づく手続きが異なっており、両者に関する公開された公文書に相違が生じているとのことであった。

(3) 当審査会が阪急オアシス鴻池店及びスーパービバホーム伊丹店の公開文書を比較し、阪急オアシス鴻池店に関する公文書の存否について調査を行ったところ、以下のことが確認された。

ア 阪急オアシス鴻池店に係る交通等協議に関しては、兵庫県主催による警察との協議が開催されておらず、関係する公文書は存在していない。

イ 県条例の手続終了通知の修正等に関しては、阪急オアシス鴻池店に係る手続きにおいて修正等がなかったため、関係する公文書は存在していない。

ウ 阪急オアシス鴻池店に係る大店立地法の届出に伴う現地説明会の案内に関しては、事業者から案内通知等がなかったため、関係する公文書は存在していない。

エ 阪急オアシス鴻池店に係る大規模小売店舗の新設に関する届出の情報提供に関しては、伊丹市議会への情報提供を行わなかったため、関係する公文書は存在していない。

オ その他の公文書についても、兵庫県から参考情報としての意見提出依頼がなかったことや事業者に対しての要望を行っていないため、関係する公文書は存在していない。

(4) 以上のことから、本件請求のあった阪急オアシス鴻池店に関する公文書については、公文書所管課ごとに事務を進め分割処分を行っているが、公開された文書以外の公文書が存在しているとは認められない。

3 基本計画書の非公開部分の妥当性について

兵庫県は、大規模集客施設と周辺地域における道路交通その他の都市機能との調和を図るため、県条例を定めている。事業者が大規模集客施設の新築等を行うときは、大規模集客施

設影響調査指針による影響調査を行い、その結果を踏まえて、基本計画書を兵庫県に提出することとなっている。

本件における基本計画書の事業者の連絡先担当者氏名が非公開とされたことについて審査請求人は、「兵庫県の条例質疑集によれば基本計画書は情報公開請求に対する公開対象とされている」と主張している。

基本計画書の非公開部分の妥当性について、当審査会として以下のとおり判断する。

- (1) 処分庁に確認したところ、本件における基本計画書及びその他提出書類は、県条例に基づき、事業者から兵庫県に提出され、兵庫県から市へ提供されたものであった。
- (2) 兵庫県に確認したところ、県条例に基づき提出される基本計画書及びその他提出書類については縦覧の対象外とされ、県民等からの問い合わせや要望があれば、兵庫県情報公開条例に基づく手続きを行い、公開等の決定を行っている。

また、基本計画書に記載されている事業者の連絡先担当者氏名は、大店立地法上の縦覧書類の記載項目にも含まれていない。

- (3) 以上のことから、基本計画書は兵庫県において公表されているものとは言えず、当該情報は当時の担当者の個人名であるため、通常他人に知られたいと認められるものであるというべきである。
- (4) したがって、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、処分庁が行った本件処分は妥当である。

4 現地説明会資料の非公開部分の妥当性について

本件における現地説明会資料は、一定範囲の住民に対して配布され、処分庁の担当者が業務として出席した際に取得した資料であって、担当者が復命した文書に添付されているものである。

現地説明会資料の中に記載されている問い合わせ担当者氏名が非公開とされていることについて審査請求人は、「当該業者が自ら公知としたものであり、非公開とする理由がない」と主張している。

現地説明会資料の非公開部分の妥当性について、当審査会として以下のとおり判断する。

- (1) 事業者が大規模小売店舗の新設又は変更を行う場合、大店立地法の規定に基づき、所在地の都道府県又は政令指定都市（本件の場合にあつては兵庫県）に届出を行うこととなっており、兵庫県では大店立地法の運用に関する必要な手続きについて、兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）を定めている。
- (2) 事業者から届出があった大規模小売店舗の新設又は変更の届出及び添付書類（以下「届出書等」という。）は、大店立地法に基づく公告及び縦覧の対象となっている。また、運用要綱第5条各号には、大店立地法の規定に基づく届出書等の縦覧及び書類の写しの交付について規定されており、当該届出書等の縦覧期間以外の取扱いについても兵庫県において大規模小売店舗立地法に係る縦覧事務処理要領に基づき公開することとなっている。
- (3) 大店立地法に基づく届出をした事業者は、届出書等の内容を周知させるため、店舗所在地の市町村（本件の場合にあつては伊丹市）において説明会を開催することとなっている。
- (4) 兵庫県では、運用要綱第7条第1項により説明会開催者に対して現地説明会資料の作成を求めており、同条第2項により兵庫県へ提出することとなっている。本件における現地

説明会資料も運用要綱に基づき、実際に当該業者から兵庫県へ提出されている。

しかし、現地説明会資料は、大店立地法の規定に基づく届出書等とは異なり、運用要綱における縦覧の対象にはなっていない。

- (5) 以上の点を踏まえると、本件現地説明会資料は、兵庫県において公表されているものとは言えず、説明会開催当時は事業者への問い合わせ担当者氏名として記載されたものであったが、本件処分時点においてはもはや通常他人に知られたいと認められるものに該当するというべきである。
- (6) したがって、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当し、処分庁が行った本件処分は妥当である。

5 法人本部長氏名の公開の妥当性について

大店立地法第8条第2項の規定に基づく意見書の表面には、提出した団体名、代表者とともに連絡先担当者として当該法人本部長氏名が記載されている。本件請求において争点となっている当該法人本部長の氏名は、本件請求どおり公開されており、審査請求人に審査請求の利益があるとは言えない。したがって、当審査会としてはこれ以上審理を行う必要はないが、審査請求人の主張に鑑み、以下のことを付言する。

- (1) 審査請求人は、「当該法人本部長氏名は、「連絡先」と題されているとおり、行政からの連絡のために行政組織に対して開示されたものであって、提出先行政以外の一般の他人に知られることを想定したものではなく、公開に対する了解が行われていないため、通常他人に知られたいと認められるものに相当する」と主張している。
- (2) 大店立地法第8条第2項の規定に基づく意見書の様式には、表面に意見書提出者の情報を記載する項目があり、裏面に大店小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため設置者が配慮すべき事項に関する意見を記載する項目がある。
兵庫県に確認したところ、意見書様式の裏面は縦覧の対象となるが、表面は縦覧の対象ではなく公表されている情報ではない。
- (3) 当審査会が処分庁に確認したところ、当該法人の事情として当該法人代表者が近々交代し、当該法人本部長が当該法人の代表者となることを聞いていたこともあり（現に本件処分時点には当該法人代表者となっている）、電話にて氏名の公開について確認を行い、了承を取ったと主張している。
- (4) 当審査会としては、書面での記録は残っていないが本人に公開の了承を取ったうえで公開していることを踏まえると、その限りにおいて、通常他人に知られたいと認められるものとはいえず、非公開情報に該当しないとして公開した処分庁の決定は是認できる。
- (5) しかしながら、本来であれば、公開請求に関する公文書に第三者に関する情報が記録されている場合においては、条例第12条に基づき、あらかじめ当該第三者に対し意見書提出の機会付与の手続きによって意見聴取を図るべきであり、今後は条例に基づく手続きを取るよう注意されたい。

6 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

■伊丹市情報公開・個人情報保護審査会

氏名	役職等	備考
山下 淳	関西学院大学法学部教授	会 長
菊井 康夫	弁護士	委 員
益澤 彩	甲南大学法学部講師	委 員
渋谷 元宏	弁護士	委 員
迫田 博幸	伊丹市人権擁護委員	委 員 (平成 30 年 8 月 1 日～)
寺岡 とも子	伊丹市人権擁護委員	委 員 (～平成 30 年 7 月 31 日)